

相 当 確 認 書

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）附則第3条第1項の規定により、下記の有害水バラスト処理設備について相当確認する。

記

- 1 有害水バラスト処理設備の名称及び型式
- 2 有害水バラスト処理設備の製造者の氏名又は名称
- 3 製造番号
- 4 備考

年 月 日